春日井市議会議会改革検討協議会要綱

(設置)

(組織)

第1条 春日井市議会の活性化に関する事項その他の議長が要請する事項について協議及び検討を行うため、議会改革検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第2条 協議会は、会派の代表者及び会派から選出された議員(所属議員5人につき1人)をもって構成する。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、1年を超えない範囲で議長が定める。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期の中途で新たに会派が結成され、委員が選出された場合における当該委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該委員の選出の際現に委員である者の任期満了の日までとする。
- 4 委員の任期の中途で会派が解散したとき又は委員が会派を離脱したときは、当該会派から選出された委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該事実が発生した日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員が出席できない場合は、あらかじめ委員長の許可を得て、代理者(当該委員の所属会派の者に限る。)を出席させることができる。

- 3 議長及び副議長は、会議に出席し、発言することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 5 協議会の会議は、非公開とする。
- 6 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成し なければならない。

(報告)

第6条 委員長は、議会改革に係る報告書を作成し、議長に報告する。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が 協議会に諮って定める。
 - 付 記 1 平成23年10月21日議会改革検討協議会にて了承
 - 2 平成26年12月8日会派代表者会にて改正 (平成27年5月1日より適用)
 - 3 平成30年12月10日議会運営委員会にて改正 (2019年5月1日より適用)